

女性活躍促進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表

令和4年7月8日に施行された女性活躍促進法により、「男女の賃金の差異」が情報公表の必須項目となりました。この法律は、男女間の賃金格差を是正し、女性の活躍促進を図ることを目的としています。労働者が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することは、重要な課題であります。

当法人では、女性の職域が拡大し管理職に占める女性の割合も上昇傾向にあるなど女性の活躍が進んでいます。

今後も男女間の賃金格差を解消するため、法人内においても意識改革が必要であると考えており、育児や介護など家庭的な理由で一時的に仕事を離れることがあっても、その後復帰した場合には、キャリアアップや昇進の機会が与えられるような制度や環境づくりを取り組んでいます。

当法人における令和4年度の男女の賃金の差異を調査したところ、以下の通りとなりました。

【男女の賃金の差異の公表】

公表日：令和5年9月1日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	81.63%
正規管理職	100.67%
正規一般職員	90.64%
パート・有期職員	91.99%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

賃金：基本給、各種手当、時間外手当、賞与等を含む。

パート・有期職員：嘱託職員を含み、派遣職員を除く。

※なお、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（8時間/日）をもとに人員数の換算を行っている。